No.1 機関名: 帯広畜産大学

調査の所見

ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。

指導·改善事項

今後の取組の改善に向けて、以下の点について指導を行った。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)

【コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画の策定について】

<文部科学省からの指導・改善事項>

統括管理責任者を中心にコンプライアンス教育及び啓発活動は実施されているが、組織内で統一的に実施するための実施計画が策定されていなかった。

<機関側の対応>

令和5年度内に統括管理責任者が「コンプライアンス教育に関する実施計画」及び「啓発活動に関する実施計画」を策定し、防止計画推進部署へ実施概要等の情報を共有する体制を整備することとした。

第6節 モニタリングの在り方

【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】

<文部科学省からの指導・改善事項>

競争的研究費の管理体制に係る監査の実施について、監査計画等に明記されていなかった。 <機関側の対応>

令和5年度に実施する公的研究費に係る内部監査において「管理体制の監査」を明示的に実施するよう考慮するとともに、令和5年12月に内部監査の点検事項を策定し明記した。

特徴的な取組事例

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

2 ルールの明確化・統一化

【ルールの周知について】

○ 競争的研究費等に係るルールの全体像を体系化した資料を基に、ポイントとなる内容をわかり やすくまとめた動画を作成し、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象とした 研修会において周知している。

第6節 モニタリングの在り方

【内部監査手順を示したマニュアルについて】

○ 「令和 4 年度監査計画」において、内部監査に係る監査項目、「監査方法」及び監査実施方法 を明記するとともに、「公的研究費等に係る内部監査チェックリスト」を作成し、当該チェックリスト に基づいて内部監査を実施することで、監査の質を一定に保っている。 No.2 機関名:愛媛大学

調査の所見

ガイドラインで要請している各事項について、適正に整備・運用されていることを確認した。

指導·改善事項

該当なし

特徴的な取組事例

No.3 機関名: 佐賀大学

調査の所見

ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。

指導•改善事項

今後の取組の改善に向けて、以下の点について指導を行った

第1節 機関内の責任体系の明確化

1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化

【統括管理責任者について】

<文部科学省からの指導・改善事項>

不正防止計画の項目について各部局の実施状況を確認しているが、体制整備等の不正防止計画推進部署が実施するものについては報告がされていなかった。

<機関側の対応>

令和6年3月までに改善を行った。

【コンプライアンス推進責任者について】

<文部科学省からの指導・改善事項>

不正防止計画の実施状況の結果について、一部の部局では、コンプライアンス推進責任者では なく、事務担当者が実施したかのような報告がなされており、コンプライアンス推進責任者の関与が 明確となっていない。

<機関側の対応>

令和6年3月までに改善を行うこととした。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等について】

<文部科学省からの指導・改善事項>

学内規程において、研究費不正の定義を定めているが、研究費不正も多様化していることから定義について見直しをすること。

<機関側の対応>

令和6年3月までに規程を改正することとした。

特徴的な取組事例

該当なし

No.4 機関名: 国立天文台

調査の所見

ガイドラインで要請している各事項について、適正に整備・運用されていることを確認した。

指導·改善事項

該当なし

特徴的な取組事例

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)

【競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】

○ 誓約書に、ガイドラインで定められた事項以外に、「他の教職員等から不適切な行為を行うことを要求された場合には拒絶し、当台の通報窓口へ連絡すること。」、「物品の借受、物品等の無償受領(宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものを除く。)が必要となる場合は、事前に契約担当部署の了解を得ること。」を盛り込んでいる。

第6節 モニタリングの在り方 【内部監査の実施について】

○ 機構本部の内部監査部門(監査室)が実施する内部監査については、機構の事務の適正かつ 効率的な運営を確保するとともに会計経理の適正化を図ることを目的とし、業務方法書、内部監 査規程及び競争的研究費等取扱規程に基づき、ガイドラインで示すリスクや過去に実施した監 査項目、ヒアリング等を通じて把握された不正発生要因を踏まえ作成した「内部監査事項・チェッ クリスト」を基に実施している。

一方、国立天文台が実施する内部監査については、各地にブランチがあることから相互監査として位置付け、会計関係規程や業務マニュアルと実態の乖離がないか、適切に処理が行われているかといった実務面での詳細な事項に対する事項に重点を置いて実施している。

No.5 機関名: 札幌市立大学

調査の所見

ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。

指導•改善事項

今後の取組の改善に向けて、以下の点について指導を行った。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)

【コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画の策定について】

<文部科学省からの指導・改善事項>

統括管理責任者を中心に啓発活動は実施されているが、組織内で統一的に実施するための実施計画が策定されていなかった。

<機関側の対応>

令和6年3月までに実施計画を策定することとした。

4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

オ 配分機関への報告及び調査への協力等

<文部科学省からの指導・改善事項>

規程において、告発等の受付から 210 日以内に最終報告書を配分機関に提出することや、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告すること等、ガイドラインに定める調査に係る必要事項が明記されていなかった。

<機関側の対応>

令和6年3月までに規則を改正することとした。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- 2 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施
- <文部科学省からの指導・改善事項>

不正防止計画が平成 27 年度以降改正されておらず、ガイドラインの令和3年2月 1 日の改正内容に基づいた対応がなされていなかった。

<機関側の対応>

令和6年3月までに不正防止計画を改正することとした。

第6節 モニタリングの在り方

【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】

<文部科学省からの指導・改善事項>

機関における不正発生要因の整理・評価が十分に行われていなかった。

<機関側の対応>

学内で検討し、令和6年3月までに不正防止計画の見直しを行うこととした。

特徴的な取組事例

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)

【コンプライアンス教育の見直しについて】

○ 「研究費執行ルールの認識度調査」を毎年実施し、理解度が低かった事項等があった場合、 「研究費執行の手引き」に反映し、毎年実施している手引改正時の説明会で説明している。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

2 ルールの明確化・統一化

【ルールの周知について】

○ 札幌市立大学における研究費執行のルールや諸手続き、様式を記載した「研究費執行の手引き」を全教員に配布し周知を図っている。手引は毎年改正し、都度配布するほか、配布にあたっては教授会で改正箇所の説明を加えている。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【換金性の高い物品の管理について】

○ 換金性の高い消耗品について、購入時の確認だけでなく、廃棄時にも使用者から不用物品の申出による現物確認の後、担当係へ返却・回収し廃棄処理の手続を行っている。また、退職、転出時に購入履歴から対象物品を把握し、手続をしないで廃棄した物品が無いか確認している。

No.6 機関名:新潟県立大学

調査の所見

ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。

指導·改善事項

今後の取組の改善に向けて、以下の点について指導を行った。

第1節 機関内の責任体系の明確化

1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化

【統括管理責任者について】

<文部科学省からの指導・改善事項>

統括管理責任者は、事務局担当者と連絡をとりながら随時実施状況の確認を行っていたが、最高責任者には口頭により報告していた。

<機関側の対応>

議事録や報告書等によって記録として残し、役員会等において、情報共有や実施状況の確認等が行われるよう、令和6年3月までに報告書として取りまとめたうえで、最高管理責任者に報告することとした。

【コンプライアンス推進責任者について】

<文部科学省からの指導・改善事項>

コンプライアンス推進責任者は、事務局担当者と連携をとりながら実施状況の確認を行っていたが、統括管理責任者には口頭により報告していた。

<機関側の対応>

議事録や報告書等によって記録として残し、役員会等において、情報共有や実施状況の確認等が行われるよう、令和6年3月までに報告書として取りまとめたうえで、統括管理責任者に報告することとした。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【物品・役務の発注業務について】

<文部科学省からの指導・改善事項>

研究者による発注を認めているが、研究者本人に会計上の責任が帰属することについて明確に 周知していなかった。

<機関側の対応>

令和6年1月までに、当該事項を研究者に周知した。

特徴的な取組事例

該当なし

No.7 機関名:長崎県立大学

調査の所見

ガイドラインで要請している各事項について、適正に整備・運用されていることを確認した。

指導•改善事項

該当なし

特徴的な取組事例

第6節 モニタリングの在り方

【専門的知識を有する者の活用について】

○ 公認会計士との間でアドバイザー契約を締結し、日常的な会計処理に関する指導・助言の機会や勉強会の開催等によって内部監査の質の向上を図るとともに、内部監査担当部署に内部監査の経験者を配置し、監査の実施に必要な知識の共有を図っている。

No.8 機関名:日本保健医療大学

調査の所見

ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。

指導·改善事項

今後の取組の改善に向けて、以下の点について指導を行った。

第1節 機関内の責任体系の明確化

1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化

【最高管理責任者について】

<文部科学省からの指導・改善事項>

学内規程において、最高管理責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を明確に定めていなかった。

<機関側の対応>

令和5年11月までに学内規程を改正した。

【統括管理責任者について】

<文部科学省からの指導・改善事項>

学内規程において、統括管理責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を明確に定めていなかった。

<機関側の対応>

令和5年11月までに学内規程を改正した。

【コンプライアンス推進責任者について】

<文部科学省からの指導・改善事項>

学内規程において、コンプライアンス推進責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を明確に定めていなかった。

<機関側の対応>

令和5年11月までに学内規程を改正した。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)

【コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画の策定について】

< 文部科学省からの指導・改善事項>

コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画は策定されているが、学内規程において、当該計画を統括管理責任者が策定することを定めていなかった。

<機関側の対応>

令和6年1月までに学内規程を改正した。

- 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】
- イ 調査委員会の設置及び調査
- <文部科学省からの指導・改善事項>

運用上、ガイドラインに沿って対応されているが、学内規程において調査の公正かつ透明性の確保の観点から、第三者以外の調査委員について、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならないことを定めていなかった。

<機関側の対応>

令和5年12月までに学内規程を改正した。

特徴的な取組事例

No.9 機関名: 大阪商業大学

調査の所見

ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。

指導·改善事項

今後の取組の改善に向けて、以下の点について指導を行った。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化
- 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】
- イ 調査委員会の設置及び調査
- <文部科学省からの指導・改善事項>

運用上、ガイドラインに沿って対応されているが、学内規程において、調査の公正かつ透明性の確保の観点から、第三者の調査委員について、調査対象者だけでなく、当該機関とも直接の利害関係を有しない者でなければならないことを定めていなかった。

<機関側の対応>

令和5年11月までに学内規程を改正した。

特徴的な取組事例

該当なし

No.10 機関名:長野工業高等専門学校

調査の所見

ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。

指導:改善事項

今後の取組の改善に向けて、以下の点について指導を行った。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

2 ルールの明確化・統一化

【ルールの周知について】

- <文部科学省からの指導・改善事項>
- 競争的研究費等により謝金、旅費等を受領するなど、競争的研究費に関与する学生等に対しルールを周知することについて、明文化するなど確実に実施されるような運用となっていなかった。
- <機関側の対応>

令和5年12月にマニュアルの改正を行うとともに、学内に周知した。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【予算執行状況の検証等について】

- 〈文部科学省からの指導・改善事項〉
- 適正な予算執行の観点から、構成員に対して、繰越制度及び研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを明確に周知していなかった。
- <機関側の対応>

令和6年1月までに当該事項について周知した。

特徴的な取組事例

No.11 機関名: 神戸市立工業高等専門学校

調査の所見

ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。

指導·改善事項

今後の取組の改善に向けて、以下の点について指導を行った。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

ア 告発等の取扱い

<文部科学省からの指導・改善事項>

ガイドラインにおいて告発の受付から 30 日以内に告発等の内容の合理性を確認し当該調査の 要否を判断することとされているところ、学内規程において、統括管理責任者が最高管理責任者か らの調査指示を受けた日から概ね 30 日以内に予備調査を行い、その調査結果の報告を受け当 該調査の要否を判断することとされており、調査の要否の判断の期限が不明確な状況となってい た。

<機関側の対応>

予備調査の報告の期限について、ガイドラインに基づきこれを明確化するため、令和6年3月までに「告発等の受付から30日以内に」と学内規程を改正することとした。

特徴的な取組事例

該当なし

No.12 機関名:公益財団法人がん研究会

調査の所見

ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。

指導:改善事項

今後の取組の改善に向けて、以下の点について指導を行った。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化
- 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】
- イ 調査委員会の設置及び調査
- <文部科学省からの指導・改善事項>

運用上、ガイドラインに沿って対応されているが、会内規程において、調査の公正かつ透明性の確保の観点から、第三者以外の調査委員について、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならないことを定めていなかった。

<文部科学省からの指導・改善事項>

令和5年12月までに会内規程を改正した。

特徴的な取組事例

No.13 機関名:独立行政法人国立文化財研究機構九州国立博物館

調査の所見

ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。

指導・改善事項

今後の取組の改善に向けて、以下の点について指導を行った。

第1節 機関内の責任体系の明確化

1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化

【最高管理責任者について】

<文部科学省からの指導・改善事項>

不正防止対策の基本方針を定め公表することにより、最高管理責任者が適切にリーダーシップを発揮し、機関全体の取組を推進すべきところ、当該方針が明確に定められていなかった。

<機関側の対応>

令和6年3月までに基本方針を施行することとした。

【コンプライアンス推進副責任者について】

<文部科学省からの指導・改善事項>

コンプライアンス推進副責任者について、不正防止対策に関し責任を明確化し積極的な取組を促すために職名を機関内外に周知・公表すべきところ、周知・公表が行われていなかった。 〈機関側の対応〉

令和5年11月までに周知・公表した。

4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

イ 調査委員会の設置及び調査

<文部科学省からの指導・改善事項>

運用上、ガイドラインに沿って対応されているが、機構内規程において、調査の公正かつ透明性の確保の観点から、第三者の調査委員が、機関と直接の利害関係を有しない者でなければならないことを別紙様式では定めていなかった。

<機関側の対応>

当該箇所を含め機構内規程を令和6年4月からの施行として令和6年1月に改正した。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【換金性の高い物品の管理について】

<文部科学省からの指導・改善事項>

換金性の高い物品の適切な管理について、不正防止計画等において明確に定められていなかった。

<機関側の対応>

不正防止計画に換金性の高い物品の管理について盛り込み、令和6年4月からの施行として、 令和6年1月に改正して、関係職員に周知した。

特徴的な取組事例

No.14 機関名:名古屋大学

調査の所見

ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。

指導•改善事項

今後の取組の改善に向けて、以下の点について指導を行った。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

- イ 調査委員会の設置及び調査
- <文部科学省からの指導・改善事項>

不正使用の告発等があった際は、調査委員会を設置して調査するという運用になっていたが、学内規程において、調査委員会を設置することが明確に定められていなかった。

<機関側の対応>

令和5年10月に学内規程を改正した。

特徴的な取組事例

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)

【競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】

○ 誓約書に、ガイドラインで定められた事項以外に、他の教職員等から不適切な行為を要求された場合には拒絶し、東海国立大学機構の通報窓口へ連絡すること、物品等の借受(借受先と契約の締結が必要な場合)や物品等の無償譲受(宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものを除く。)を行う場合は事前に東海国立大学機構の契約担当部署の承認を得ることを盛り込んでいる。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【業者に提出を求める誓約書等について】

○ 業者に提出を求める誓約書に、ガイドラインで定められた事項以外に、預り金(機構の契約担当部署が了解する前金等を除く。)、支払期日の不明確な取引、取引事実と異なる書類の提出、将来の売買を前提とした貸出等(機構の契約担当部署の了解を得たものを除く。)の不適切な取引を行わないことや、物品等の貸出や無償提供(宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものを除く。)の取引を行う場合は、事前に東海国立大学機構の契約担当部署の了解を得ることを盛り込んでいる。

【構成員と業者の癒着を防止するその他の対策について】

○ 個人事業主や特定の業者に繰り返し発注を行っているなどの取引に対し、担当者が直接聞き取り調査を行い、特定の業者との癒着がないか確認している。

第6節 モニタリングの在り方

【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】

○ 内部監査実施要領において、監査項目及び点検事項を細かく明記し、内部監査を実施している。また、前年度内部監査で指摘事項等とされたものについて、その後の状況等を調査するフォローアップを実施している。

No.15 機関名:福岡教育大学

調査の所見

ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。

指導 改善事項

今後の取組の改善に向けて、以下の点について指導を行った。

第1節 機関内の責任体系の明確化

1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化

【コンプライアンス推進責任者について】

<文部科学省からの指導・改善事項>

学内規程においてコンプライアンス推進責任者の役割を定めていたが、運用実態と乖離していた。 た。

<機関側の対応>

令和6年3月に学内規程の改正を行った。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

ア 告発等の取扱い

<文部科学省からの指導・改善事項>

ガイドラインにおいて告発の受付から 30 日以内に告発等の内容の合理性を確認し当該調査の要否を判断することとされているところ、学内規程において「告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から原則として、30日以内」と定めており、調査の要否の判断の期限が不明確な状況となっていた。

<機関側の対応>

ガイドラインを踏まえ期限を明確化するため、学内規程について令和6年1月に「原則として」を 削除する改正を行った。

工 認定

<文部科学省からの指導・改善事項>

ガイドラインにおいて調査委員会において不正の有無や内容について認定するとされているところ、学内規程において、調査委員会での調査結果を踏まえ、学長の判断により不正の有無について認定を行うことと定めていた。

<機関側の対応>

ガイドラインを踏まえ、学内規程について令和6年1月に、調査委員会において認定する改正を行った。

オ 配分機関への報告及び調査への協力等

<文部科学省からの指導・改善事項>

ガイドラインにおいて告発の受付から 210 日以内に最終報告書等を配分機関に提出することとされているところ、学内規程において「告発等の受付から原則として、210 日以内」及び「調査の進捗状況報告又は調査の中間報告」と定めており、調査に関する報告等に関する期限が不明確な状況となっていた。

<機関側の対応>

学内規程について令和6年1月に「原則として」を削除するなど、ガイドラインや指導・改善事項踏まえ規程を改正した。

特徴的な取組事例

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【業者に提出を求める誓約書等について】

○ 業者に提出を求める誓約書等に、業者における本件に関する問い合わせ先を記載する欄を設けている。

【換金性の高い物品の管理について】

○ 備品の管理シールについて、50万円以上の備品、少額の備品、換金性の高い物品について、それぞれ色違いの管理シールを貼付し、それぞれの管理方法等の違いを明確にして管理している。また、物品の形状等により貼付場所が狭い場合、簡易的な管理シールを貼付できるようにしている。

No.16 機関名:滋賀県立大学

調査の所見

ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。

指導·改善事項

今後の取組の改善に向けて、以下の点について指導を行った。

第1節 機関内の責任体系の明確化

1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化

【コンプライアンス推進責任者について】

<文部科学省からの指導・改善事項>

統括管理責任者を中心に啓発活動は実施されているが、組織内で統一的に実施するための実施計画が定められていなかった。

<機関側の対応>

令和6年3月までに「啓発活動の実施計画」を策定することとした。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【特殊な役務に関する検収について】

<文部科学省からの指導・改善事項>

研究費の執行等に関するマニュアルにおいて、特殊な役務に関する検収について実効性のある 明確なルールを明記していなかった。

<機関側の対応>

令和6年3月までに当該マニュアルを改正することとした。

特徴的な取組事例

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)

【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】

- 「学生のための研究倫理教材(学生用)」において、研究費、研究不正の事案がわかりやすく、 議論できる形でまとめられている。
- 2 ルールの明確化・統一化
- 多様な支出形態に対応した事務手続きの改善のため、研究者と執行担当課(財務課)による事務改善ワーキングを年1回開催し、運用上の課題について意見交換し、実態に合わせて各種マニュアルの見直しを行っている。

No.17 機関名:北九州市立大学

調査の所見

ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。

指導・改善事項

今後の取組の改善に向けて、以下の点について指導を行った。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

ア 告発等の取扱い

<文部科学省からの指導・改善事項>

ガイドラインにおいて告発の受付から 30 日以内に告発等の内容の合理性を確認し当該調査の要否を判断することとされているところ、学内規程において「告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から原則として、30日以内」と定めており、調査の要否の判断の期限が不明確な状況となっていた。

<機関側の対応>

ガイドラインを踏まえ、調査の要否の判断の期限を明確化するため、令和5年 11 月に「原則として」を削除する改正を行った。

- オ 配分機関への報告及び調査への協力等
- <文部科学省からの指導・改善事項>

ガイドラインにおいて告発の受付から 210 日以内に最終報告書等を配分機関に提出することとされているところ、学内規程において、「告発等の受付から原則として、210 日以内」と定めており、調査に関する報告の期限が不明確な状況となっていた。

<機関側の対応>

ガイドラインを踏まえ調査結果の報告に関する期限を明確化するため、令和5年 11 月に「原則として」を削除する改正を行った。

特徴的な取組事例

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【換金件の高い物品の管理について】

○ 固定資産、備品及び 10 万円未満の換金性の高い物品については、検収後、事務局の職員が、剥がすと跡が残るセキュリティシールと管理シールを貼付し、管理台帳に管理者、設置場所及びシリアル番号を記載して管理している。さらに、年に1回(10月~12月)、物品等の管理状況について各研究者がセルフチェックを行い、その結果をコンプライアンス推進副責任者が取りまとめ最高管理責任者に報告を行っている。

第6節 モニタリングの在り方

【リスクアプローチ監査について】

○ 過去に、立替払において、研究者の錯誤による二重請求があったことから、内部監査とは別に、事務局において、年度当初(4月~5月)に、前年度に支出した立替払のなかで、二重請求の手続きが行われていないか関係書類の点検を行っている。また、二重請求の錯誤を防止するため、電子書籍等については、購入後1ヶ月以内に手続きをするようルール化し、コンプライアンス教育等において周知している。

No.18 機関名: 早稲田大学

調査の所見

ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。

指導·改善事項

今後の取組の改善に向けて、以下の点について指導を行った。

第1節 機関内の責任体系の明確化

1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化

【統括管理責任者について】

<文部科学省からの指導・改善事項>

総括管理責任者は、直接、コンプライアンス推進責任者から実施状況の報告を受けていないなど、責任体制、役割が明確になっていなかった。

<機関側の対応>

令和6年3月までに、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者の間で、定期的に意見 交換会を開催するなどにより、責任体制、役割について、明確化を図った。

【コンプライアンス推進責任者について】

<文部科学省からの指導・改善事項>

学内規程において、コンプライアンス推進責任者に当たる者の職名を定めているものの、学内での周知が行われておらず、実際に誰がその任を負っているのかが明確になっていなかった。 〈機関側の対応〉

令和6年2月までに「コンプライアンス推進責任者一覧表」を作成し、学内外に周知、公表した。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)

【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】

<文部科学省からの指導・改善事項>

コンプライアンス教育の未受講者に対する対応を適切に行っていなかった。

<機関側の対応>

コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の未受講者を把握し、令和6年3月までにコンプライアンス教育を受講することとして改善を図った。

【啓発活動の実施について】

<文部科学省からの指導・改善事項>

啓発活動が行われていることは確認できたものの、各部局における実施状況を本部及び統括管理責任者が把握していないなど、実効性を担保する取り組みに不足が見られた。

/機関側の対応へ

教職員および学生に対する啓発活動の強化期間として、令和6年3月までを「研究費不正防止対策強化月間」として設定を行い、啓発活動を実施した。

- 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化【不正に係る調査の体制・手続等の規程等について】
- <文部科学省からの指導・改善事項>

規程において、研究費不正に係る調査について、統括管理責任者が関与することになっていない。

<機関側の対応>

統括管理責任者が、研究費不正事案の調査に直接的かつ主体的に関与できるよう、令和6年2月に規程の改正を行った。

特徴的な取組事例

No.19 機関名:法政大学

調査の所見

ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。

指導:改善事項

今後の取組の改善に向けて、以下の点について指導を行った。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)

【コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画の策定について】

<文部科学省からの指導・改善事項>

「啓発活動に関する実施計画」を策定していたが、当該計画を策定することについて規程において明示していなかった。

<機関側の対応>

令和6年2月に学内規程を改正し当該計画の策定について明記した。

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

ア 告発等の取扱い

<文部科学省からの指導・改善事項>

運用上、ガイドラインに沿って対応されているが、規程において、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘についても告発として取り扱うことを定めていなかった。

<機関側の対応>

令和6年2月に学内規程を改正した。

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

イ 調査委員会の設置及び調査

<文部科学省からの指導・改善事項>

運用上、ガイドラインに沿って対応されているが、学内規程において、調査の公正かつ透明性の確保の観点から、第三者以外の調査委員について、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有さない者とすることを定めていなかった。

<機関側の対応>

令和6年2月に学内規程を改正した。

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

オ 配分機関への報告及び調査への協力等

<文部科学省からの指導・改善事項>

運用上、ガイドラインに沿って対応されているが、学内規程において配分機関からの求めにより、ともに提出すべき「調査の進捗状況報告」及び「調査の中間報告」について、「又は」と定めていた。 <機関側の対応>

ガイドラインを踏まえ、令和6年2月に学内規程の該当する項目について「又は」から「及び」への改正を行った。

特徴的な取組事例

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)

【コンプライアンス教育の見直しについて】

○監査法人との間で、コンプライアンス教育の実施に関する契約を締結し、前回のコンプライアンス 教育での理解度アンケートの結果を踏まえるとともに、監査法人から提供される他機関での監査 実績に基づく知見や最新情報に基づいた資料作成し、コンプライアンス教育を行っている。 また、機関外の者に説明してもらうことにより、研究者に対する説得力が増している。

第6節 モニタリングの在り方

【専門的知識を有する者の活用について】

○ 監査法人との間で、公的研究費の内部監査に係る業務に関する契約を締結し、大学の監査室 と打ち合わせを行ったうえで、他機関での監査実績に基づく知見、法令及び会計規則等を踏まえ た専門知識、最新情報に基づいた視点からのアドバイスを受け、内部監査を実施している。

No.20 機関名: 駒澤大学

				_
=⊞	査	$\boldsymbol{\sigma}$	ᇎ	
云河	T	uj	ΡЛ	١,
			,,,	-

ガイドラインで要請している各事項について、適正に整備・運用されていることを確認した。

指導·改善事項

該当なし

特徴的な取組事例